平成２７年（フ）第３３号
山形市飯塚町1212番地38　Ｆ－405号　市営飯塚アパートＦ棟
債務者　熊谷　英樹
1　決定年月日時　平成27年３月30日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月18日まで
山形地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第３９号
山形市桜田東２丁目11番３－７号、前住所山形市大字十文字2443番地の７
債務者　工藤　弘
1　決定年月日時　平成27年３月30日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月18日まで
山形地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第５８号
愛知県刈谷市一ツ木町７丁目17番地１　ベルシャンテ305号、前住所静岡県浜松市北区三方原町2041番地の３
債務者　大森　勝
1　決定年月日時　平成27年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月20日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２７年（フ）第１７５号
埼玉県川口市鳩ヶ谷本町３丁目35番17号
債務者　三宅　智彦
1　決定年月日時　平成27年３月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月21日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第２０２号
埼玉県南埼玉郡宮代町学園台２丁目13番１号
債務者　柏谷早智子
1　決定年月日時　平成27年３月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月21日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第２２１号
さいたま市見沼区東大宮７丁目24番地23
債務者　佐藤　静世
1　決定年月日時　平成27年３月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月21日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第１９８４号
愛知県半田市板山町２丁目119番地の２　Ｃ棟
債務者　川合　利恵
1　決定年月日時　平成27年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月22日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第５４３６号
大阪市大正区南恩加島１丁目６番20号　ハピネス南恩加島401号
債務者　生田　有美
1　決定年月日時　平成27年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４８９号
大阪市西区西本町３丁目１番16―310号
債務者　木村　退助
1　決定年月日時　平成27年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第６４８号
大阪府東大阪市若江東町１丁目１番26号　有働方
債務者　木村　富美
1　決定年月日時　平成27年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第６５７号
大阪市住之江区御崎８丁目８番16号　ドムール御崎404
債務者　松本　敏克
1　決定年月日時　平成27年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第８２６号
大阪市港区八幡屋１丁目３番１号　第２共栄マンション502号
債務者　粟根　洋晃
1　決定年月日時　平成27年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第８６４号
大阪市東淀川区菅原２丁目９番５号―504、住民票上の住所大阪市東淀川区豊里７丁目８番７―503号
債務者　川田　洋一
1　決定年月日時　平成27年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第９９１号
大阪府東大阪市上四条町13番１号
債務者　長井裕美子
1　決定年月日時　平成27年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１００２号
大阪府高槻市柱本新町１番Ｂ10―504号
債務者　小林　義孝
1　決定年月日時　平成27年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１０１８号
大阪市住之江区新北島２丁目１番１―713号、前住所大阪市住之江区南港中４丁目２番16―603号
債務者　村山　**聖**二
1　決定年月日時　平成27年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部